

# 鹿沼市水防計画

## 第1章 総 則

### 第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号以下「法」という。）第33条の規定に基づき、県水防計画に応じ本市水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水防活動等、これらの具体的活用方法を定め、洪水等に際し適切円滑な水防の実施を期するものとする。

### 第2 水防の責任

#### (1) 市の責任

本市は、法第4条に基づく知事指定の水防管理団体（昭和44年8月8日指定）として、その区域内の水防を十分果たすべき責任を有する。本市には水防団を置かず消防機関が水防にあたるものとする。

#### (2) 一般住民の義務

常に気象状況に注意し、水害が予想される場合には進んで水防に協力しなければならない。

### 第3 水防計画

水防管理者（本市の場合は市長、以下「市長」という。）は法第33条に基づき水防計画を定め、又は変更したときは、県知事に届け出なければならない。

## 第2章 水防組織

### 第1 水防本部

市の水防を統括するため、水防本部を置く。（事務局は消防本部）

### 第2 水防本部の設置時期

水防本部を設置する時期は、気象庁（宇都宮地方気象台）から水防に関する予報及び警報が発せられた時、又は市長が水防本部の設置を必要と認めた時とする。

2 水防本部の配備基準は別表第1のとおりとする。

### 第3 水防本部の設置場所

水防本部の設置場所は、消防本部内（消防署事務室）とする。

### 第4 災害対策本部との関係

市に災害対策本部が設置された場合は、市地域防災計画の定めるところにより活動を継続する。

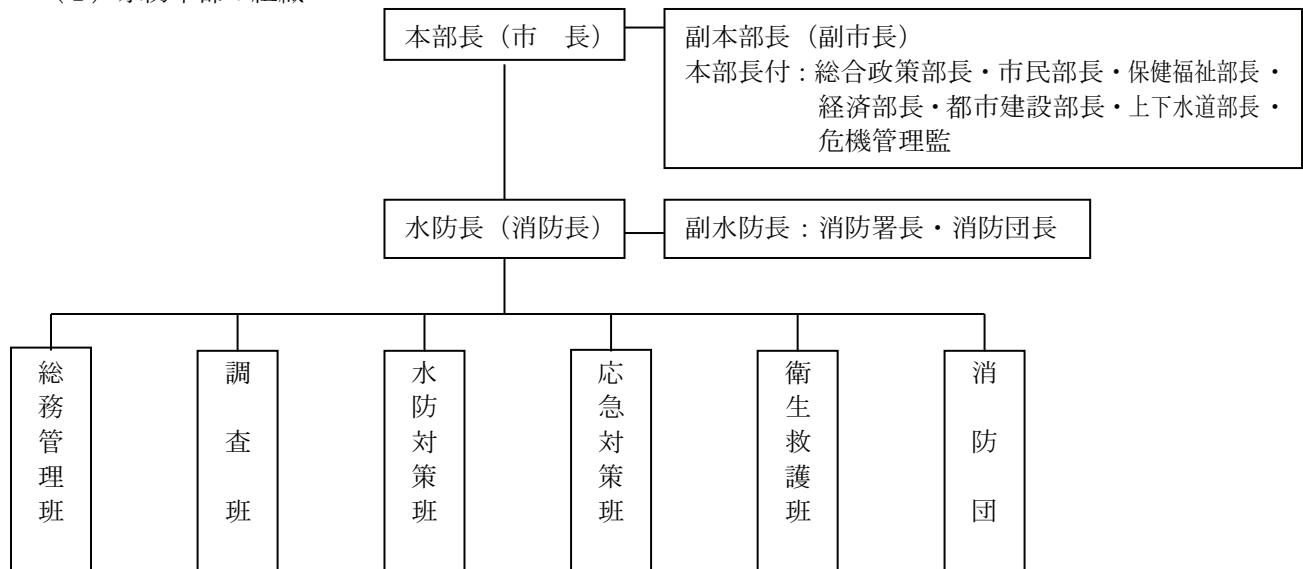
### 第5 水防本部設置前の措置

水防本部設置前にあっては、消防本部において本水防計画の定める諸般の措置をとり、水防上の万全を期するものとする。

### 第6 水防事務組織

市の水防事務組織は次のとおりである。

#### (1) 水防本部の組織



## (2) 水防本部各班の分担事務

本市における水防事務の任務分担は次のとおりである。

班 名	班 長	班 員	分 担 事 務
総務管理班	消防本部警防救急課長	総合政策部危機管理課職員 消防総務課職員 警防救急課職員	1 本庁各部との連絡調整に関する事 2 災害対策本部(設置された場合)との連絡調整に関する事 3 水害の集計及び報告(県・国)に関する事 4 水防各班との連絡調整に関する事 5 消防団及び水防協力団体との連絡調整に関する事 6 水防経費・水防器具資材の調達に関する事 7 水防計画に関する事
調査班	消防本部予防課長	予 防 課 職 員	1 被災箇所の調査報告に関する事
水防対策班	消防署消防第1・2課長	通信指令課職員 警防救急課職員 消防第1・2課職員 各 分 署 職 員	1 関係機関に対する通報連絡に関する事 2 気象通報の受理・報告に関する事 3 水害情報の収集・即報(県)に関する事 4 消防機関の出動に関する事 5 水防活動及びその指揮監督に関する事 6 出動隊との連絡調整に関する事 7 水防器具資材・人員の輸送に関する事
応急対策班	都市建設部整備課長	整 備 課 職 員 経済部農政課職員 経済部林政課職員 上下水道部下水道課職員	1 道路等の通行の確保及び道路情報の関係機関等への連絡に関する事 2 水防工事(危険箇所)に関する事 3 被災箇所等の応急措置(工事)に関する事 4 水利組合との連絡調整に関する事 5 水門調整に関する事 6 下水道に関する事
衛生救護班	保健福祉部健康課長	厚 生 課 職 員 健 康 課 職 員	1 被災者の救護・支援、被災地の衛生及び日赤業務に関する事
消 防 団	副 団 長	消 防 团 員	1 水防巡視・警戒及び水防活動に関する事 2 出動隊との連絡調整に関する事

※備考 班員は、被災状況又は必要に応じて、他所属等へ応援を要請し増員する。

## 第7 水防本部の解散

水防に関する予報及び警報が解除され、市長が水防本部設置の必要がなくなったと認めた時に、水防本部を解散する。

## 第8 消防団組織及び管轄区域

本市における消防団の組織及び管轄区域は次のとおりである。

分 団 名	管 轄 区 域	主 な 河 川
第 1 分 団	鹿 沼 地 区	黒川 小藪川 西武子川
第 2 分 团	菊 沢 地 区	黒川 武子川 西武子川 行川
第 3 分 团	北 押 原 地 区	黒川 小藪川
第 4 分 团	北 犬 飼 地 区 東 部 台 地 区	武子川
第 5 分 团	東 大 芦 地 区	大芦川
第 6 分 团	加 蘇 地 区	荒井川
第 7 分 团	西 大 芦 地 区	大芦川 東大芦川
第 8 分 团	板 荷 地 区	黒川 行川 長畠川
第 9 分 团	南 摩 地 区	大芦川 南摩川
第 10 分 团	南 押 原 地 区	黒川 小藪川
第 11 分 团	栗 野 地 区	栗野川 思川
第 12 分 团	粕 尾 地 区	思川
第 13 分 团	永 野 地 区	永野川
第 14 分 团	清 洲 地 区	思川

消防団本部

### 第3章 監視・警戒及び重要水防箇所

#### 第1 監視・警戒

市長は、知事から大雨に関する気象状況の通知を受けた時、又は必要と認めた時は、巡視員を堤防の巡視にあたらせるものとする。この巡視は、その時の状況により必要な人員で行うものとする。

2 巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。

- (1) 堤防の溢水状況
  - (2) 表法の水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
  - (3) 天端の亀裂又は沈下
  - (4) 裏法の漏水、亀裂又は崩壊
  - (5) 橋門の両袖、または底部からの漏水および扉の締り具合
  - (6) 橋梁その他構造物と堤防との取付部分の異常
- 3 更に河川が増水して消防団待機水位を超えた時、又は超える恐れがある時は、随時巡視員を増員して警戒にあたらせるものとする。
- 4 前記の巡視の結果水防上危険と認められる箇所を発見した時は、巡視員は速やかに第9章第3の系統により関係機関に報告するものとする。
- 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて取り扱う。

#### 第2 重要水防箇所

本市における重要水防箇所は、別表第2のとおりである。

2 重要水防箇所の巡視にあたっては、巡視責任者は重要水防箇所所在地を管轄する分団の部長とし、原則として3名で巡視を行ない、その他は本章第1に準じるものとする。

### 第4章 水防施設・器具資材及び輸送

#### 第1 水防器具・資材

本市における水防器具資材の備蓄状況は別表第3のとおりである。

2 市長は、水防活動により器具資材が不足した場合は、県の管理する水防器具資材を所轄の土木事務所長に要請することができる。(県保有水防器具資材備蓄状況:別表第4)

#### 第2 輸送

本市における水防器具資材等の輸送に使用するための車両は、別表第5のとおりである。

### 第5章 通信連絡

#### 第1 水防通信

市長は、常に警察署、NTT、東京電力、駅等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するよう努めるものとする。

#### 第2 通信の優先利用

水防の通信連絡を最も迅速かつ確実に行うため、通信施設の利用を次により行うものとする。

- (1) 市長、消防機関の長又はこれらの命を受けたものは、水防上緊急を要する通信のため、公衆通信施設を優先的に利用し、警察通信施設、鉄道通信施設その他専用通信施設を使用することができる。
- (2) 通信内容については、簡潔かつ要領よくまとめ、冗長にわたらないように注意する。
- (3) 通信事項は所定の用紙に記入し、これに取扱者の氏名(発受信とも)及び発受信の日時を必ず記入する。
- (4) 停電又はその他の事故により、災害情報の聴取が不十分な時は、努めて土木事務所又は県河川課と連絡して情報の収集を図り、その対策に万全を期するものとする。

#### 第3 通信の確保

市長は、通信施設等の故障によりこれを利用することができない場合は、自動車等を利用し連絡の確保に努めるものとする。

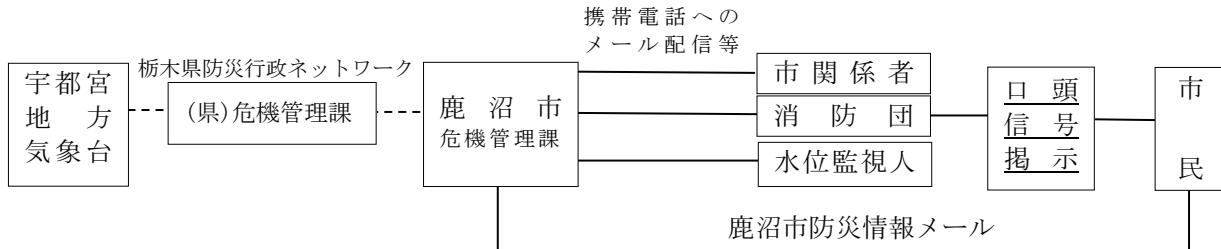
#### 第4 水防関係機関等の連絡先

本市における水防関係機関一覧表は別表第6のとおりである。

## 第6章 気象通報

### 第1 通報連絡

気象業務法第15条の規定により行う気象通報は、次の連絡系統により行われるものであり、市長はこれを関係機関に通報するとともに、市民に対し水防信号、口頭伝達、張紙、掲示等により周知を図らなければならない。



2 気象庁（宇都宮地方気象台）が行う気象注意報、警報、情報で水防に關係のあるものは次のとおりである。

鹿沼市の大雨警報・注意報基準表

	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨警報基準	13	159
大雨注意報基準	10	100

鹿沼市の洪水警報・注意報基準表

	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
洪水警報基準	思川流域=18.4 永野川流域=16.6 大芦川流域=34.3 武子川流域=14.8 小藪川流域=6.5 西武子川流域=4.1	思川流域=(8、16.5) 黒川流域=(8、22.6) 小藪川流域=(9、5.9) 西武子川流域=(8、3.9)	思川[保橋・観晃橋] 黒川[府中橋・東雲橋]
洪水注意報基準	思川流域=14.7 永野川流域=13.4 大芦川流域=27.4 武子川流域=11.8 小藪川流域=5 西武子川流域=3.3	思川流域=(8、11.8) 黒川流域=(8、16.1) 大芦川流域=(5、27.4) 小藪川流域=(6、5) 西武子川流域=(5、3.2)	思川[保橋・観晃橋] 黒川[府中橋・東雲橋]

注:警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町等に対して発表する。

## 予警報細分区域図

### 栃木県

北部



令和2年5月26日現在

### 3 気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれがある場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般的な利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

#### 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	暴風が吹くと予想される場合
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帶低気圧により高潮になると予想される場合
波 浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帶低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

#### 雨を要因とする特別警報の指標

##### 【大雨特別警報（浸水害）の場合】

過去の多大な被害をもたらした現象に相対する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね 30 mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警防（浸水害）を発表。

①表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね 30 個以上まとめて出現。

②流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね 20 個以上まとめて出現。

##### 【大雨特別警報（土砂災害）の場合】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1 km格子が概ね 10 格子以上まとめて出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

#### 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帶低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表。

※台風は、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表。

温帶低気圧は、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を特別警報として発表。

## 第7章 洪水予報

### 第1 桜木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、洪水予報を行う河川は次のとおりである。

数値は観測所番号

河川名	区域	基準水位 観測所	基 準 水 位				流域内雨量 観測所	所管 事務所
			水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)		
思川	左岸 鹿沼市深程大芦川合流点から 小山市大字乙女まで	保橋 (栃木)	1.50	1.80	3.30	4.10	(気)鹿沼 (気)宇都宮 栗野 真名子 遠木 上柏尾 古峰原 東小来川 大久保 板荷 田下 下久我 鹿沼土木 小山	鹿沼土木 栃木土木
	右岸 鹿沼市深程大芦川合流点から 下都賀郡野木町大字友沼まで	観晃橋 (小山)	2.80	3.40	5.80	6.50		
黒川	左岸 鹿沼市富岡行川合流点から 栃木市大光寺思川合流点まで	府中橋 (鹿沼)	3.00	3.70	5.20	5.70	(気)鹿沼 東小来川 板荷	鹿沼土木 栃木土木
	右岸 鹿沼市富岡行川合流点から 栃木市大光寺思川合流点まで	東雲橋 (壬生)	1.50	2.50	4.50	5.00		

(気)気象庁観測施設

### 2 洪水予報の通知

洪水予報は、基準となる地点の水位を示して発表し、その種類は次のとおりとする。

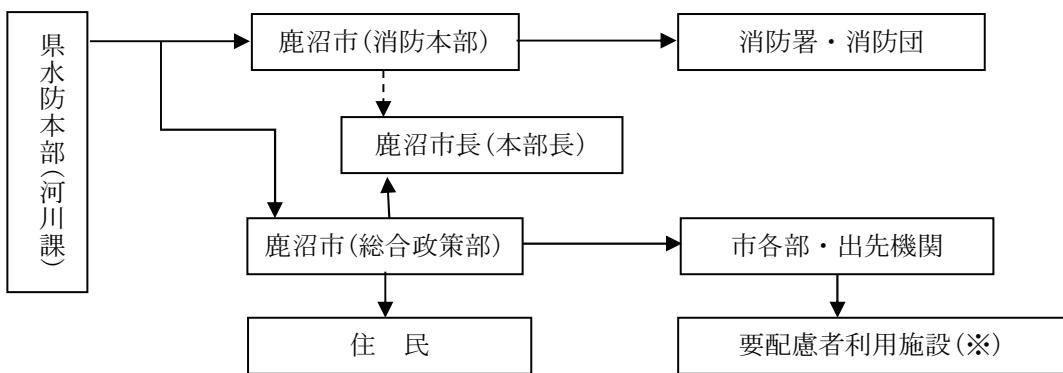
洪水の 危険 レベル	洪水予報の表題 [洪水予報の種類]	発 表 基 準
レベル5	○○川氾濫発生情報 [洪水警報]	氾濫が発生した後速やかに発表する。
レベル4	○○川氾濫危険情報 [洪水警報]	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位(危険水位)を超える場合、あるいは氾濫危険水位を到達した場合に、速やかに発表する。
レベル3	○○川氾濫警戒情報 [洪水警報]	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
レベル2	○○川氾濫注意情報 [洪水注意報]	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位

※解除

氾濫注意情報の解除(洪水注意報解除)は、氾濫注意水位を下回ったときに発表する。

### 3 伝達系統

法第11条第1項及び第2項に基づき、知事並びに気象庁長官から洪水予報の通知をする時は、洪水予報伝達系統の連絡方法により、水防管理者等へ通知するとともに一般に周知するものとする。



(※)浸水想定区域(別表第7)内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(水防法第15条)は、市の関係各部から伝達する。

## 第8章 水防警報

### 第1 水防警報の種類並びに発表基準

法第16条の規定により、知事が行う水防警報並びに発表基準は次のとおりである。

種類	内 容	発表基準（県管理河川）
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認める時。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位が上昇する恐れがある時。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認める時。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)を越え、更に水位が上昇する時。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認める時。
指示及び情報	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要がある時。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降した時。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認める時。

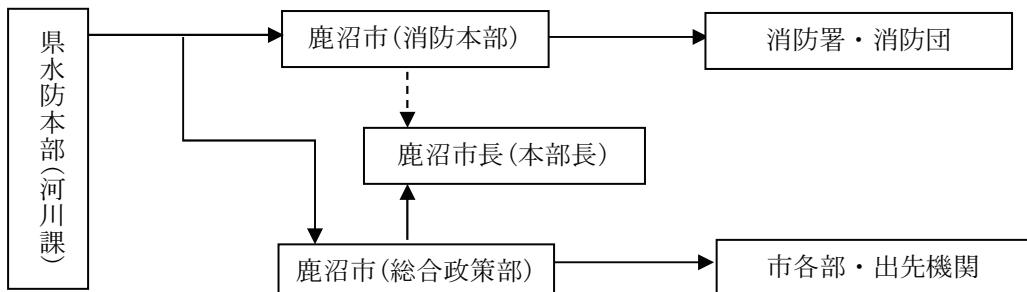
## 2 水防警報の発表の目安となる水位

河川名	基準水位 観測所	河川の水位							適用	
		基 準 水 位				発表目安水位				
		水防団 待機 水 位	氾濫 注 意 水 位	避難 判 断 水 位	氾濫 危 険 水 位	待機	準備	出動		
思川	栃木 (保橋)	1.50	1.80	3.30	4.10	1.50	1.80	3.60	保橋か觀晃橋のどちらかが発表目安水位に達した場合に、2観測所の水位状況を明示して発表を行う。	
	小山 (觀晃橋)	2.80	3.40	5.80	6.50	2.80	3.40	4.60		
黒川	鹿沼 (府中橋)	3.00	3.70	5.20	5.70	3.00	3.70	5.20	府中橋か東雲橋のどちらかが発表目安水位に達した場合に、2観測所の水位状況を明示して発表を行う。	
	壬生 (東雲橋)	1.50	2.50	4.50	5.00	1.50	2.50	3.50		

※ 洪水予報河川及び水位周知河川について、情報の一元化を図るため、次のとおり取り扱う。

- (1) 泛濫注意情報を発表する基準と水防警報〔準備〕を発表する基準が同一時期となることから、双方の発表タイミングを極力合わせるものとする。
- (2) 泛濫注意情報〔解除〕を発表する基準と水防警報〔解除〕を発表する基準が同一時期となることから、双方の発表タイミングを極力合わせるものとする。
- (3) 水防警報の発表にあたり、今後の水位上昇等を考慮する必要があることから、河川水位予測システムで得られた情報を活用するものとする。

## 3 伝達系統



## 第9章 観測・通報

### 第1 雨量の観測通報

- 市長は、常に気象庁アメダス及び県管理雨量観測所からの雨量情報を得るように努めるものとする。
- 2 本市内に設置されている気象庁アメダス及び県管理雨量観測所は次のとおりである。

- (1) 気象庁アメダス
- ・地域気象観測所（鹿沼市見野11-5）
- (2) 県管理雨量観測所
- ・鹿沼土木観測所（今宮町1664-1）
  - ・古峰原観測所（草久）
  - ・板荷観測所（板荷2997-13）
  - ・大久保観測所（上大久保323-1）
  - ・下久我観測所（下久我74-4）
  - ・栗野観測所（口栗野839-2）
  - ・真名子観測所（深程990-19）
  - ・遠木観測所（中粕尾1383-2）
  - ・上粕尾観測所（上粕尾392-2）
  - ・永野観測所（下永野1643-1）

### 第2 水位の観測

本市における知事並びに市長において管理する水位標の監視人は、次のとおりとする。

水位の観測地図別図第1参照

番号	設置別	河川名	所在地		消防団待機 水位(m)	氾濫注意水 位(m)	水位監視人
			町名	場所			
①	市・県	黒川	板荷	堂坂橋	1.20	1.30	第8分団員 県職員
②	県	黒川	府中町	府中橋	3.00	3.70	第1分団員 県職員
③	市	黒川	日光奈良部町	黒川橋	1.10	1.30	第3分団員
④	市	大芦川	草久	鹿ノ入橋	1.30	2.00	第7分団員
⑤	県	大芦川	上日向	御幣岩橋	1.50	2.00	第5分団員 県職員
⑥	市・県	大芦川	下南摩町	赤石橋	2.30	2.50	第9分団員 県職員
⑦	市・県	荒井川	加園	中山橋	1.10	1.20	第6分団員 県職員
⑧	市	南摩川	西沢町	豊年橋	1.20	1.50	第9分団員
⑨	市・県	武子川	仁神堂町	仁神堂橋	1.70	2.00	第2分団員 県職員
⑩	県	武子川	深津	武子川橋	0.80	1.40	第4分団員 県職員
⑪	県	思川	口栗野	天満橋上流	0.90	1.20	第11分団員 県職員
⑫	市・県	栗野川	〃	清瀬橋	0.90	1.20	第11分団員 県職員
⑬	市	思川	〃	向寺橋	0.90	1.20	第11分団員
⑭	県	小籠川	西鹿沼町	元三吉橋下流			第1分団員 県職員
⑮	県	小籠川	〃	渋染橋			第1分団員 県職員
⑯	県	小籠川	西鹿沼町・三幸町	梵天橋			第1分団員 県職員
⑰	県	小籠川	塩山町	小藪橋			第3分団員 県職員
⑱	県	小籠川	西鹿沼町	露取橋			第1分団員 県職員
⑲	県	思川	深程	清南橋			第14分団員 県職員
⑳	県	黒川	藤江町	榆木橋			第10分団員 県職員
㉑	県	永野川	上永野	石倉橋			第13分団員 県職員

※番号②. ⑤. ⑩. ⑪については、県の水位観測装置が設置され、県のホームページで情報提供されている。

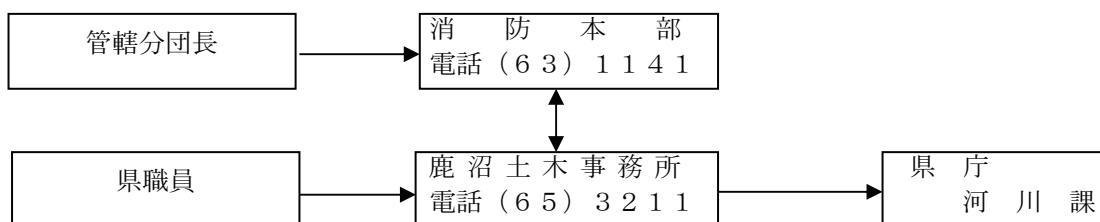
※番号①. ⑥. ⑦. ⑨. ⑫. ⑯. ⑰. ⑱. ⑲. ⑳. ㉑については、県管理危機管理型水位計が設置され、(財) 河川情報センターホームページ「川の水位情報」で情報提供されている。

### 第3 水位観測の報告

水位標の示す水位が前表に定める消防団待機水位を超えた場合の連絡担当者、連絡方法、連絡要領を次のとおり定める。

- (1) 連絡担当者  
管轄分団長
- (2) 連絡方法  
電話又は伝令
- (3) 連絡要領

1時間ごとに「場所〇〇、〇〇時現在〇m〇c m」「刻々増水（減水）している。」等。又、区域内の浸水家屋・堤防の状況等に異常がある時はその旨を具体的に連絡する。  
前項の⑭. ⑮. ⑯は、橋の桁下〇〇c mと連絡する。



## 第10章 消防機関の活動

### 第1 出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告

市長は、水防に関して次のいずれかに該当する時は、本計画第9章第3に準じて、土木事務所を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位に達した時
- (2) 消防機関が出動した時
- (3) 水防活動を開始した時
- (4) 堤防等に異常を発見した時

### 第2 水防出動及び水防活動

市長は、市内にある水位標の示す水位が氾濫注意水位に達した時、又は必要があると認める時は、職員及び消防機関に対し次に掲げる体制をとらせるものとする。又、現場に出動した部隊の指揮者は、その所在を明示するため昼夜の区分により標旗又は標灯を用いるものとする。

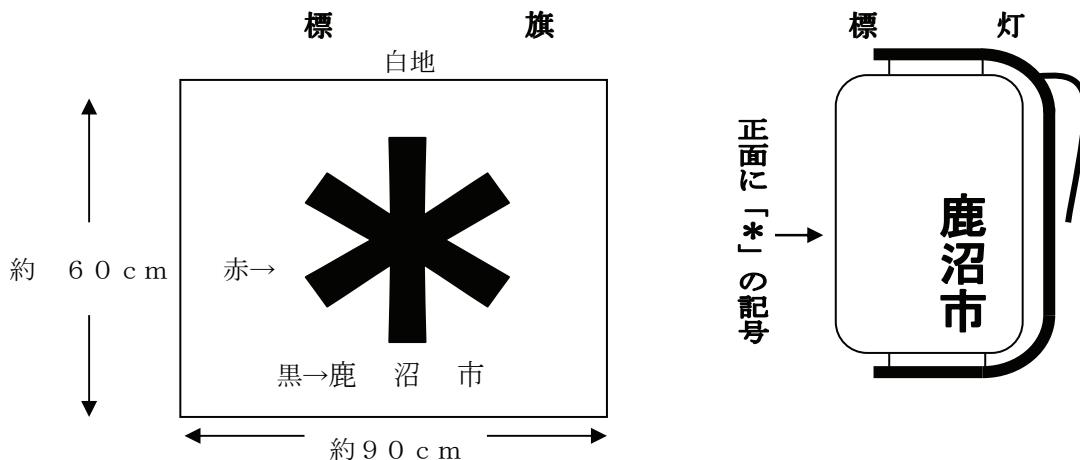
- (1) 待機  
市長は、水防に關係のある気象の予報・注意報・警報が発せられた時、又は市長が必要と認めた時は、待機の指令を発する。
- (2) 消防機関の出動準備  
市長は、河川の水位が消防団待機水位に達し、なお増水の恐れがある時又は水防に関する警報の通報を受けた時は、消防機関に対し次により出動準備をとらせる。
  - ・消防団の班長以上を所定の場所に集合させる。
  - ・水防資器材点検、活動員の配備計画を行なう。
  - ・堤防等の巡視のため、一部消防職員を出動させる。
- (3) 消防機関の出動  
市長は、河川の水位が氾濫注意水位に達し被害が発生する恐れがあると認めた時、又は被害が発生した時には、あらかじめ定めた計画に従い消防機関を出動させ、所要の措置をとらせるものとする。
  - ・第1出動 消防機関の少數が出動し、堤防の巡視警戒にあたるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防を行なう。
  - ・第2出動 消防機関の一部が出動し、水防活動に入る。
  - ・第3出動 消防機関全員が出動し、水防活動に入る。

ただし、いずれの段階の出動を行なうかは、市長が区域の危険度に適合するよう定めるものとする。
- (4) 解除  
市長は、河川の水位が下降し水防に関する警報が解除され、前記の体制の必要がなくなったと認めた時は、職員及び消防機関に対し、その解除を指令するものとする。

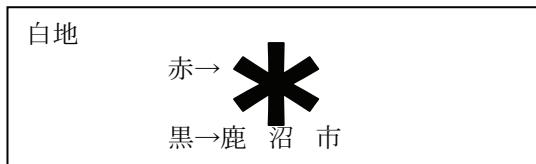
- 2 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて対応するものとする。
- 3 安全確保
- (1) 水防活動は、複数人で行い自身の安全が十分確保されるよう、ライフジャケット等保安用具の着用や通信機器、ラジオ等の携行による最新の気象情報が入手可能な状態で出動するものとする。
  - (2) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え監視員、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。また、長時間にわたるときは、隨時交代をさせる。
  - (3) 市長は、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して、出動指示等を行うものとする。

### 第3 水防標識

法第18条の規定により、知事の定めた車両の標識は次のとおりである。



- 2 水防のため出動する水防関係職員で、制服の定めのない者は次による腕章を着用するものとする。



### 第4 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区分	警	鐘	サイレン	
第1信号 (警戒信号)	氾濫注意水位(警戒水位) に達したことを知らせるもの	○	○	5秒吹鳴 15秒休止 5秒吹鳴
第2信号 (消防団員出動信号)	消防機関に属するもの全員 が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○	○—○—○	5秒吹鳴 6秒休止 5秒吹鳴
第3信号 (居住者の出動信号)	当該区域内に居住するもの が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○	○—○—○—○	10秒吹鳴 5秒休止 10秒吹鳴
第4信号 (避難信号)	必要と認める区域内の居住 者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱	打	60秒吹鳴 5秒休止 60秒吹鳴
1 信号は適宜の時間継続する。				
2 必要があれば、警鐘・サイレンを併用することができる。				
3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて信号を発する。				

## 第5 公用負担

1. 法第28条の規定により、市長の委任を受けた者にあっては、次の証明書を携行し、必要ある場合には、これを提出しなければならない。

第 号

### 公用負担命令権限証

職名

氏名

上記の者に○○区域内における水防法第28条の権限を委任したることを証明する。

令和 年 月 日 水防管理者 鹿沼市長 氏 名 印

2. 法第28条第2項により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付しなければならない。

第 号

### 公用負担命令票

住 所

負担者氏名

水防法第28条の規定により、下記の物件を収用（使用または処分）する。  
記

物 件	数 量	負担内容（使用・収容・処分）	期 間	摘 要

令和 年 月 日 水防管理者 鹿沼市長 氏 名 印  
事務取扱者 職名 氏 名 印

上記権限行使により損害を受けた者に対しては、市長は時価によりその損害を補償するものとする。

## 第6 立退きの指示

市長は、法第29条の規定に基づき、必要と認めた区域の居住者に対し、避難のための立退きの指示をすることができる。指示をする場合は、市長はその旨を警察署長に通知するものとする。

立退き先は最寄りの安全と認められる緊急避難所等の公共施設（別表第8）とし、管轄分団長が誘導するものとする。又立退きの開始は、関係機関等と密接な連絡をとりながら行い、事故防止に万全を期すものとする。

## 第7 水防の解除

市長は、水防警報解除のあった時及び水位が氾濫注意水位以下に減じ、危険がなくなった時は水防の解除を命じ、これを一般に周知させるとともに土木事務所長にその旨を報告するものとする。

## 第11章 決壊時の処置

### 第1 決壊時の処置

市長は、市内の堤防その他施設が決壊した時には、土木事務所及び水防関係機関の関係者に通報（報告）し、市民一般に対し周知徹底を図るとともに、でき得る限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

## 第12章 相互応援協力

### 第1 警察の援助協力

市長は、法第22条の規定に基づき、水防のため必要がある時は、警察署長に対して警察官の援助を要請することができる。

### 第2 消防分団の応援

市内の水防活動は、地元消防分団を中心として行い、必要がある時は、消防団長は他分団の応援について指令するものとする。

### **第3 水防協力団体の応援**

市長は、鹿沼市水防協力団体指定要綱第3条に基づき、水防のため必要がある時は、水防協力団体に対して応援を要請することができる。(別表第9)

### **第4 隣接市町の応援**

市長は、法第23条第1項の規定に基づき、応援等の必要が生じた時は、隣接市町に応援を要請することができる。応援を要請した場合は、土木事務所を経由して知事にその旨を報告するものとする。

### **第5 隣接消防機関の応援**

隣接市町の消防機関の応援については、応援を求められたときはもちろん、その他の場合においても相互に応援をするほか、特に水防器具資材については、努めて供用の便を図るものとする。

### **第6 応援の組織**

前項の応援にあたっては、応援を求めた方の水防管理の下に努めて隊組織をもって協力するものとする。

### **第7 応援の費用**

応援に要した費用の負担については、相互の協議により定めるが、協議が整わない場合は土木事務所長に調停を要請するものとする。

## **第13章 水防報告**

### **第1 報 告**

市長は、洪水等により被害を生じた場合は、次の方法により土木事務所長を経由して、知事に報告するものとする。

#### **(1) 概況報告**

水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畠の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて報告する。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡する。

#### **(2) 中間報告**

被害状況が逐次判明した場合は適時電話等をもって報告すると共に、書面をもって報告するものとする。但し、死者、重症者及び集団被害(おおむね50戸以上)若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先して次の事項を報告する。

イ 死者、重症者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別、(保護者の要否) その他参考事項。

ロ 集団被害及び特異な被害状況については、その状況と対策の概要。

#### **(3) 確定報告**

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により土木事務所を経由して、知事に確定報告を行なうものとする。

### **第2 水防報告書**

市長は、水防が終結したときは、県計画の様式により土木事務所を経由して、知事に報告するものとする。

### 第3 被害調査

被害調査のため受け持ち分担を次のとおり定める。

地 区	主調査担当者	副調査担当者	連絡先	連絡方法	備 考
第1分団区域 (鹿沼)	第1分団長	部 長	消防本部 Tel 63-1141	電話又は 伝令	副調査担当者は被害区域の 部長
第2分団区域 (菊沢)	第2分団長	部 長			
第3分団区域 (北押原)	第3分団長	部 長			
第4分団区域 (北大飼・ 東部台)	第4分団長	部 長			
第5分団区域 (東大芦)	第5分団長	部 長			
第6分団区域 (加蘇)	第6分団長	部 長			
第7分団区域 (西大芦)	第7分団長	部 長			
第8分団区域 (板荷)	第8分団長	部 長			
第9分団区域 (南摩)	第9分団長	部 長			
第10分団区域 (南押原)	第10分団長	部 長			
第11分団区域 (栗野)	第11分団長	部 長			
第12分団区域 (粕尾)	第12分団長	部 長			
第13分団区域 (永野)	第13分団長	部 長			
第14分団区域 (清洲)	第14分団長	部 長			

## 第14章 その他

### 第1 水防訓練

本市における消防機関の水防訓練は、毎年7月末日までに実施するものとする。ただし、水防防災上の研修又は水防活動を実施した時は、これをもって水防訓練に代えることができる。

なお、水防訓練を実施しようとする時、及び実施した時は次の事項を土木事務所を経由して知事に報告するものとする。

○実施する場合

・年月日時 　・場所 　・河川名 　・主催 　・実施予定工法

○実施した場合

・年月日時 　・場所 　・河川名 　・実施工法 　・参加人員 　・使用資材数量  
・使用資材見積書

### 第2 その他

本計画に定めのない水防上の細目については、消防機関においてこれを定め、水防活動に万全を期するものとする。

別表第1（第2章第2－2関係）

## 水防本部の配備基準

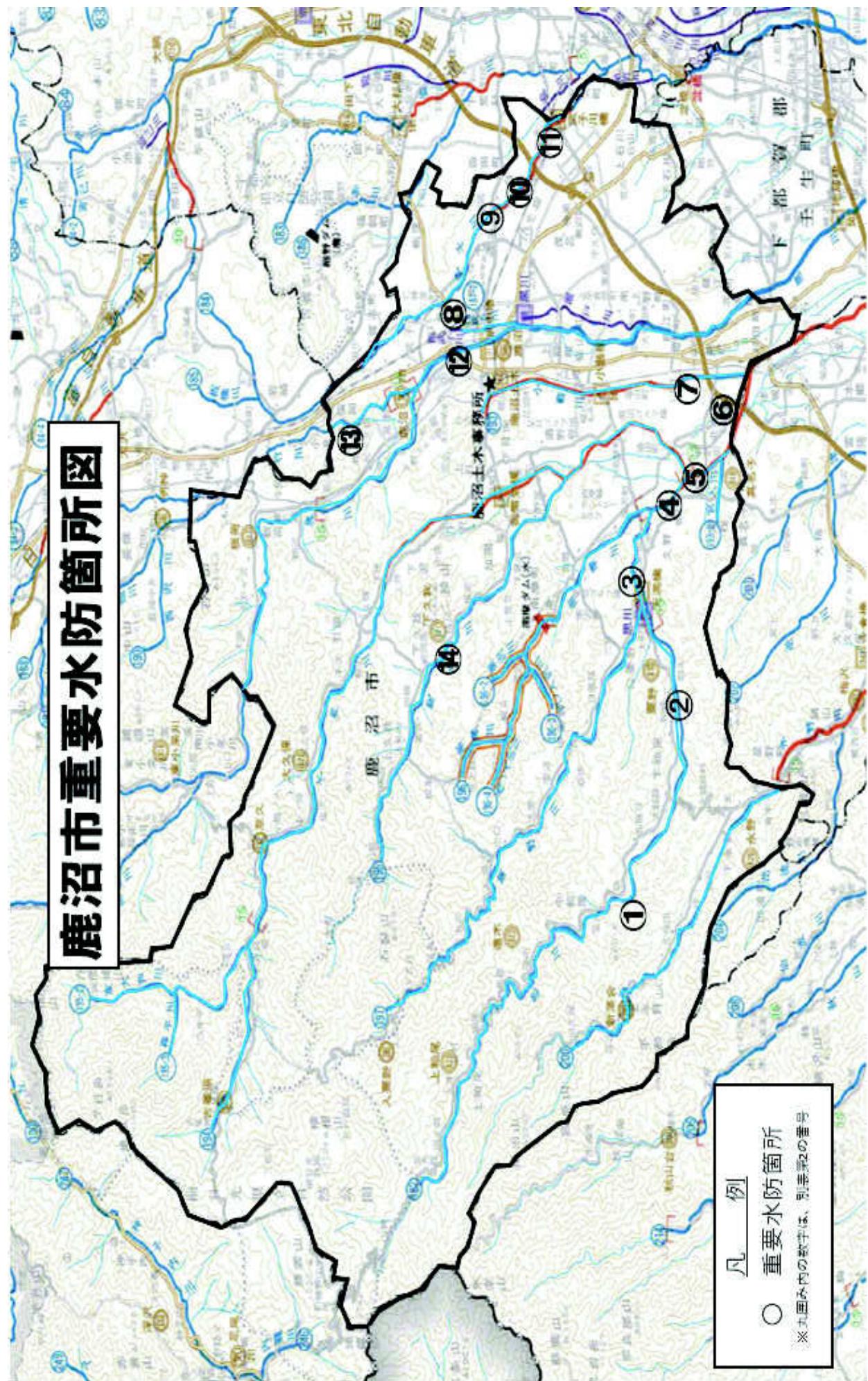
区分	配備基準	配備体制	災対 本部	水防 本部
注意 配備	① 災害発生の前兆があるとき	災害に注意する体制で、必要な職員を配備する。		—
	② 気象注意報が発せられたとき			
	③ その他市長が必要と認めたとき			
警戒 配備	① 災害発生が予想されるとき	災害発生に備える体制で、必要な職員と団員を配備する。	—	警戒 配備
	② 気象警報が発せられたとき			
	③ その他市長が必要と認めたとき			
第1 配備	① 小規模の被害が予想されるとき	小規模の災害に対応する体制で、第1配備職員と必要な消防職員、団員を配備する。	災害 警戒 本部	第1 配備
	② 土砂災害警戒情報が発表されたとき			
	③ 高齢者等避難が発せられたとき			
	④ その他市長が必要と認めたとき			
第2 配備	① 中規模の被害が予想されるとき	中規模の災害に対応する体制で、第2配備職員と全消防職員、必要な団員を配備する。	災害 対策 本部	第2 配備
	② 避難指示を発するとき			
	③ その他市長が必要と認めたとき			
第3 配備	① 大規模な被害が予想されるとき	大規模な災害に対応する体制で、第3配備(全職員)と必要な団員を配備する。		
	② その他市長が必要と認めたとき			

※第1配備は各班（水防本部各班の分担事務）で必要な職員を配備する。

別表第2（第3章第2関係）

## 重要水防箇所一覧表

番号	河川名	重要度		左右岸別	場 所	延長 (m)	対策水防工法	管轄分団
		種 別	階 級					
1	思 川	堤防断面	B	左右	中柏尾 森 弁天上下	400	積み土のう	第12分団
2	思 川	工作物 堤防断面	B B	左右	柏木 柏木橋上	350	木流し 積み土のう	第11分団
3	思 川	堤体強度	B	左右	口栗野外	3200	積み土のう	第11分団
4	思 川	堤防断面	B	右	久野 下坪	300	積み土のう	第14分団
5	思 川	堤防断面	B	右	深程 大芦川合流下	75	積み土のう	第14分団
6	思 川	堤防高	B	左	北半田 東北道上2号	113	積み土のう	第14分団
7	小 蔵 川	堤防断面	B	左右	榆木町	1600	積み土のう	第10分団
8	武 子 川	工作物 堤防断面	A B	左右	仁神堂町 R293号下	240	積み土のう	第2分団
9	武 子 川	堤防断面 堤体強度	B B	左右	千渡 飯岡橋	150	木流し 積み土のう	第2分団
10	武 子 川	工作物 堤防断面	A B	左右	白桑田 松の木橋	200	木流し 積み土のう	第4分団
11	武 子 川	工作物 堤防断面	A B	左右	深津 大日橋	600	木流し 積み土のう	第4分団
12	黒 川	堤防断面	B	左	御成橋町 御成橋下	150	木流し 積み土のう	第1分団
13	行 川	堤防高	B	左	富岡 富岡橋上	400	積み土のう	第2分団
14	荒 井 川	堤防断面	B	左右	下久我 木戸入橋上下	400	積土のう	第6分団



## ※備考

## 重要水防箇所評定基準

種別	重 要 度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	1. 一連区間のうち流下能力が著しく低下して、その原因が堤防高さ不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 2. 近年の出水により氾濫の実績があり背後地が人家密集地等の危険な箇所。	1. 一連区間のうち流下能力が低下してその原因が堤防高さ不足に起因し氾濫の予想される箇所。 2. 近年の出水により、氾濫の実績があり、背後地に被害が予想される箇所。
堤防断面	1. 一連区間のうち流下能力が著しく低下していて、その原因が河川断面不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 2. 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの）。 3. 近年の出水により氾濫の実績があり背後地が人家密集地等の危険な箇所。	1. 一連区間のうち流下能力が著しく低下していて、その原因が河川断面不足に起因し氾濫の予想される箇所。 2. 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの）。 3. 近年の出水により氾濫の実績があり背後地に被害が予想される箇所。
堤体強度	1. 新堤防で築造後1年以内の箇所。 2. 橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻し後1年未満の箇所。 3. 堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等の実績がある箇所。	1. 新堤防で築造後3年以内の箇所。 2. 橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻し後3年未満の箇所。 3. 堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等が予想される箇所。
漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの、又、その恐れが十分ある箇所。	従来漏水の不安があり、これに対して措置が講じられた実績がある箇所。
水衝	1. 洪水時の水衝部において低水護岸高水護岸が度々破損される箇所。 2. 破堤又は、破堤寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	1. 洪水時の水衝部となり低水護岸、高水護岸があるが完全とは考えられない箇所。 2. 護岸が古くなつて効用が著しく減じられている箇所。
洗掘	1. 堤脚又は護岸の根固め等が洗掘されている箇所。 2. 水制等が破損して危険が予想される箇所。	1. 河床の低下等が著しく護岸堤脚等の洗掘れされる恐れのある箇所。
工事施工	1. 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施行せざるをえない工事で樋門、樋管等の工作物が堤防を横断して開削をしている箇所。 2. 築堤、掘削工事等のために堤防を横断方向に開削している箇所。 3. 工事施工に伴い一時的であるが危険が予想される箇所。	1. 樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。
工作物	1. 取水堰、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 2. 橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される箇所。	1. 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い箇所。

別表第3（第4章第1－1関係）

## 水防器具資材備蓄状況

設置場所	責任者	所在地	水防器具																水防資材								
			のこぎり	なた	スコップ	つるはし	唐くわ	かけや	ペンチ	金づち	おの	鉄線切り	ハンマー	バール	まんのう	じょれん	しの	照明器具	救命胴衣	救命ボート	土のう袋	鉄線(kg)	杭(鉄・木・プラ)	防水シート	砂(m³)	土のう(袋)	
鹿沼市消防署	消防署長	上殿町520-1	30	25	70	7	7	15	13	10	12	5	2	10	3	5	4	10	45	15	80	1	10,000	600	700	34	15 1,000
栗野分署	栗野分署長	口栗野1913-1	10	5	10	2	2	2	2	1	2	3	1	2				2	8	5	30	1	5,500	150	110	15	2 250
東分署	東分署長	さつき町14-2	5	5	6	1	2	4	1	1	2	1	1	1	1			2	5	3	15	1	600	25	30	7	150
北分署	北分署長	玉田町455-6	5	3	5	1	2	3	1	1	2	1	1	1	1			2	5	2	15	1	1,150	45	33	9	150
北部防災コミュニティセンター	第2分団長	御成橋町2-2197-1	5	5	5	1	2	3	1	1	2	1	1		1			5	2			1,200	15	30		1 35	
第5分団第2部車庫	第5分団長	上日向375	5	3	5	1	2	2	1	1	2	1	1		1			3	2			1,000	50	30		1	
第6分団第2部車庫	第6分団長	加園1884-1	5	3	5	1	2	2	1	1	2	1	1		1			3	2			1,000	20	30		1	
西大芦コミュニティセンター	第7分団長	草久953-12	5	3	15	1	2	2	1	1	2	1	2		1			3	2			1,100	40	30		1	
板荷コミュニティセンター	第8分団長	板荷3051-1	5	5	8	1	2	3	1	1	2	1	1		1			3	2			400	20	30		1	
南摩コミュニティセンター	第9分団長	油田町924-5	10	5	10	3	5	4	1	1	2	1	1		1			3	2			1,300	50	70		1 50	
合計			85	62	139	19	28	40	23	19	30	16	12	14	11	5	4	16	83	37	140	4	23,250	1,015	1,093	65	23 1,635

別表第4（第4章第1－2関係）

## 県保有水防器具資材備蓄状況

## ●水防資材一覧

所管 鹿沼土木事務所

所在地 上殿町 677-5

番号	種 別	規格等	単位	数量	摘 要
1	土のう		袋	3,250	
2	大型土のう		袋	0	
3	耐候性大型土のう		袋	330	
4	カラーコーン	H700	本	70	
5	コーンウェイト	2kg	個	70	
6	コーンバー	赤白 2m	本	22	
7	ロープ	φ10	m	400	100m×4本
8	木杭		本	101	
9	鉄線		kg	100	20kg×5束
10	シート	3.6×5.4	枚	194	
11	発電機		台	2	
12	投光機（充電式）		台	2	土木事務所内保管
13	小型トラック		台	2	土木事務所作業車
14	救命ボート		台	1	
15	救命胴衣		着	20	
16	無線（移動局）		台	1	土木事務所公用車
17	携帯トランシーバー		台	6	土木事務所内保管
18	衛星携帯電話		台	2	土木事務所内保管
19	根固ブロック(4t)		個	87	芦ノ郷公園 4t×48 上殿防災ヤード 4t×39
20	根固用袋材	2t用	袋	85	5×17袋
21	根固用袋材	4t用	袋	18	2×9袋

## ●その他関係資材一覧

番号	種 別	規格等	単位	数量	摘 要
1	ルミポール		本	20	
2	土のう止杭（鋼製）	φ13×1300	本	200	
3	鉄線カッター		個	1	
4	掛矢	120	本	3	
5	オイルフェンス	10m 5m	本	10 2	
6	オイルマット		枚	600	委託業者 水防倉庫 65型 3箱(100枚1箱) 土木事務所 65型 3箱(100枚1箱)
7	オイル吸着材		袋	40	
8	チェーンソー		台	6	
9	プロアー		台	2	
10	バリケード		枚	18	
11	掛矢(プラスチック製)		本	1	
12	ハンマー（鋼製）		本	2	

別表第5（第4章第2関係）

## 水防用車両配備計画

種別	台数	所属	車両管理者	利用者	備考
消防車	11	消防署	市長	水防関係職員	本署5 東分署2 北分署2 粟野分署2
指揮車・指令広報車	5	消防署	〃	〃	本署2 東分署1 北分署1 粟野分署1
連絡・広報車	5	消防署	〃	〃	本署5
乗用車	6	市庁舎	〃	〃	行政経営部6
貨物車	6	市庁舎 消防署	〃	〃	消防署2 行政経営部1 環境部2 都市建設部1
ライトバン	12	市庁舎	〃	〃	行政経営部12
マイクロバス	2	市庁舎	〃	〃	行政経営部2

別表第6（第5章第4関係）

## 水防関係機関電話番号一覧表

関係機関	電話番号	関係機関	電話番号
栃木県国土整備部河川課	028-623-2445	水防本部（設置時）	63-1144・1146
栃木県危機管理防災局危機管理課	028-623-2136	鹿沼市消防本部消防総務課	63-1152
栃木県鹿沼土木事務所	65-3216	鹿沼市消防本部予防課	63-1154
宇都宮地方気象台	028-633-2767	鹿沼市消防本部通信指令課	63-1142
鹿沼警察署	62-0110	鹿沼市消防本部警防救急課	63-1146
東京電力栃木カスタマーセンター	0120-995-007	鹿沼市消防署消防第1・2課	63-1144
N T T 栃木支店	(局番なし) 113	鹿沼市消防署粟野分署	85-3221
栃木県建設業協会鹿沼支部	65-2020	鹿沼市消防署東分署	76-2858
J R 鹿沼駅	64-3223	鹿沼市消防署北分署	64-1145
東武新鹿沼駅	64-2247	鹿沼市消防団（事務局）	63-1153
鹿沼市役所	64-2111	菊沢コミュニティセンター	62-7619
鹿沼市総合政策部	63-2105	北押原コミュニティセンター	64-2702
鹿沼市総合政策部総合政策課	63-2140	北犬飼コミュニティセンター	63-8326
鹿沼市総合政策部危機管理課	63-2179	東大芦コミュニティセンター	65-4055
鹿沼市民部	63-2106	加蘇コミュニティセンター	62-3569
鹿沼市保健福祉部	63-2107	西大芦コミュニティセンター	63-8316
鹿沼市保健福祉部厚生課	63-2170	板荷コミュニティセンター	63-8306
鹿沼市保健福祉部健康課	63-8339	南摩コミュニティセンター	63-8336
鹿沼市経済部	63-2108	南押原コミュニティセンター	63-8346
鹿沼市経済部農政課	63-2190	東部台コミュニティセンター	64-6421
鹿沼市経済部林政課	63-2185	粟野コミュニティセンター	63-8356
鹿沼市上下水道部下水道課	65-3594	粕尾コミュニティセンター	63-8366
鹿沼市都市建設部	63-2109	永野コミュニティセンター	63-8376
鹿沼市都市建設部整備課	63-2220	清洲コミュニティセンター	63-8386
鹿沼市消防本部・消防署	63-1141		

別表第7（第7章第1-3関係）

## 浸水想定区域

河川	避難対象地区
黒川	板荷、下遠部
	見野、栃窪、下武子町、府所町、府所本町、府中町、貝島町（黒川の東側・坂上）
	玉田町、御成橋町1丁目、泉町、戸張町、睦町、文化橋町、千手町、天神町、上材木町
	銀座1~2丁目、末広町、仲町、下横町、中田町、下田町2丁目、上田町、久保町、寺町
	朝日町、東末広町
	万町、下田町1丁目、上殿町（環状線の北側）、貝島町（黒川の西側）、村井町
	御成橋町2丁目
	貝島町（黒川の東側）
	上殿町（黒川の東側）、蓬莱町、鳥居跡町
	上殿町（環状線の南側）、樅山町、塩山町、奈佐原町、日光奈良部町
	下奈良部町、大和田町（黒川の東側）、上奈良部町、南上野町
	榆木町、大和田町（黒川の西側）
	北赤塚町、磯町、野沢町、亀和田町
	藤江町
思川	磯町、野沢町、亀和田町、北半田、深程、上粕尾、中粕尾、下粕尾、柏木、久野、西沢町
	佐目町、口栗野、北半田、深程
行川	板荷、見野、富岡
長畠川	板荷
赤川	栃窪
武子川	高谷、武子、仁神堂町、千渡、白桑田、深津
西武子川	下武子町、府所町、府所本町、府中町、貝島町（黒川の東側・坂上）
	上殿町（黒川東側）
小藪川	蓬莱町、鳥居跡町、上殿町（環状線の南側）、樅山町、塩山町、日光奈良部町、榆木町、奈佐原町、磯町、野沢町、亀和田町、日吉町、西鹿沼町、麻苧町、三幸町、花岡町
	村井町
東大芦川	下大久保、上大久保、草久
大芦川	西沢町、佐目町、北半田、深程、下大久保、上大久保、草久、引田、下沢、上日向
	下日向、酒野谷、下南摩町、油田町、加園、野尻
宮入川	北半田、深程
荒井川	加園、野尻、上久我、下久我
栗野川	西沢町、佐目町、口栗野、入栗野、中栗野
永野川	上永野、下永野

別表第8 (第10章第6関係)

## 避難所一覧表

(39箇所)

名 称	所在地	名 称	所在地
菊沢コミュニティセンター	御成橋町 2-2197-1	加園小学校	加園 2800
東大芦コミュニティセンター	上日向 375	石川小学校	上石川 1344
板荷コミュニティセンター	板荷 3051-1	津田小学校	深津 1390
西大芦コミュニティセンター	草久 953-12	池ノ森小学校	池ノ森 757-1
北犬飼コミュニティセンター	上石川 1465-4	さつきが丘小学校	茂呂 1086-5
南摩コミュニティセンター	油田町 924-5	みどりが丘小学校	西茂呂 3-7-19
東部台コミュニティセンター	緑町 1-3-36	上南摩小学校	上南摩町 732
栗野コミュニティセンター	口栗野 1780	南押原小学校	磯町 117
粕尾コミュニティセンター	中粕尾 273-2	榆木小学校	榆木町 70-2
西中学校	日吉町 527	藤江地区コミュニティセンター	藤江町 833-3
中央小学校	今宮町 1624	鹿沼南高等学校	みなみ町 8-73
北小学校	泉町 2457	南摩中学校	西沢町 1414
鹿沼商工高等学校	花岡町 180-1	栗野中学校	口栗野 1160
菊沢東小学校	仁神堂町 530	永野小学校	上永野 310
菊沢西小学校	見野 75	真名子夢ホール	栃木市西方町真名子 1086-1
北押原小学校	樅山町 82	真名子小学校	栃木市西方町真名子 1086-1
板荷小学校	板荷 2775	清洲第2小学校	北半田 1515
西小学校	上日向 606	南押原中学校	磯町 1085
情報センター	文化橋町 1982-18	栗野勤労者体育センター	口栗野 1771-1
鹿沼高等学校	万町 960		

別表第9 (第12章第3関係)

## 鹿沼市水防協力団体

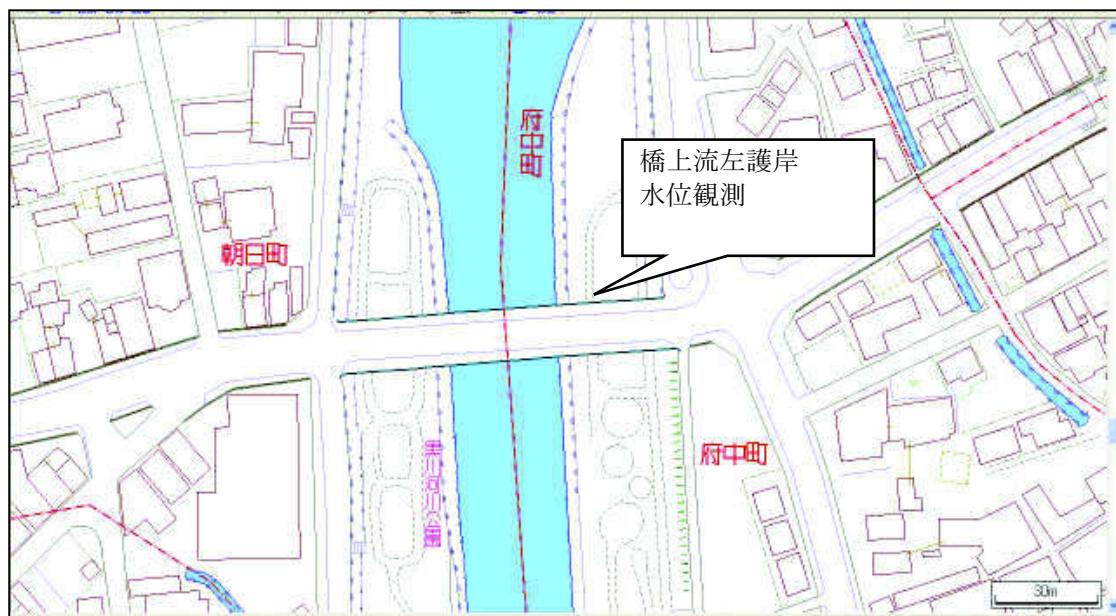
No.	団体名	代表者	連絡先	指定日
1	一般社団法人栃木県建設業協会 (鹿沼支部)	会長 谷黒 克守 (支部長 宇賀神 勝)	宇都宮市築瀬町1958-1 (鹿沼支部 65-2020)	H24.2.9

### 水位の観測地図

#### ① 黒川 板荷 堂坂橋



#### ② 黒川 府中町 府中橋



③ 黒川 日光奈良部 黒川橋



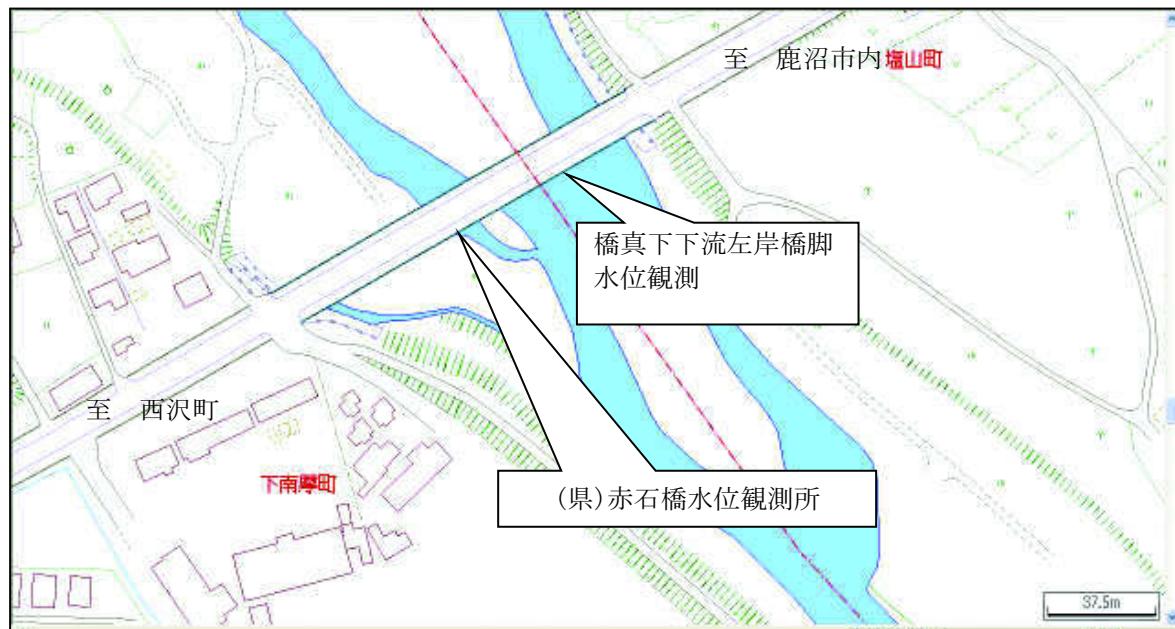
④ 大芦川 草久 鹿ノ入橋



## ⑤ 大芦川 上日向 御幣岩橋



## ⑥ 大芦川 下南摩町 赤石橋



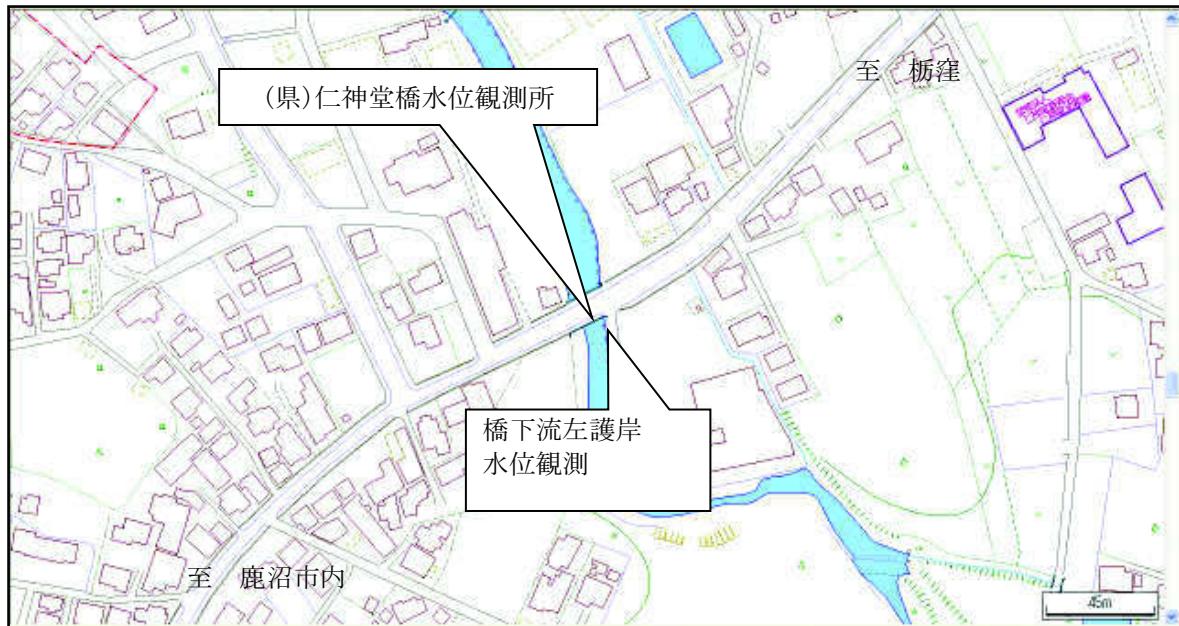
## ⑦ 荒井川 加園 中山橋



## ⑧ 南摩川 西沢町 豊年橋



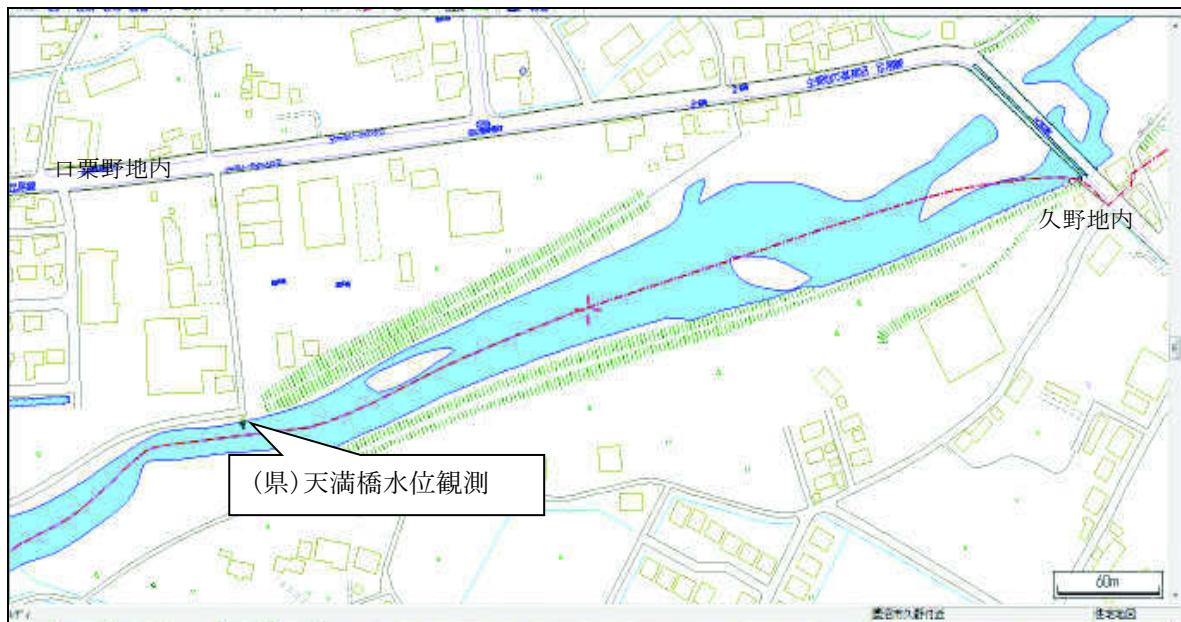
⑨ 武子川 仁神堂町 仁神堂橋



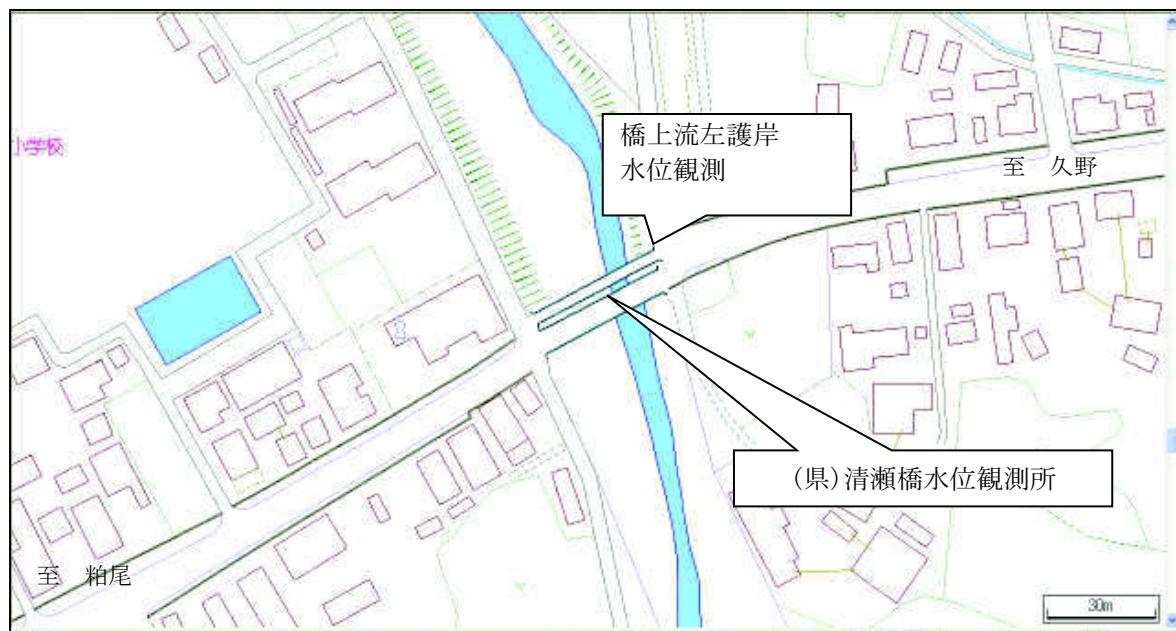
⑩ 武子川 深津 武子川橋



⑪ 思川 口栗野 天満橋



⑫ 栗野川 口栗野 清瀬橋



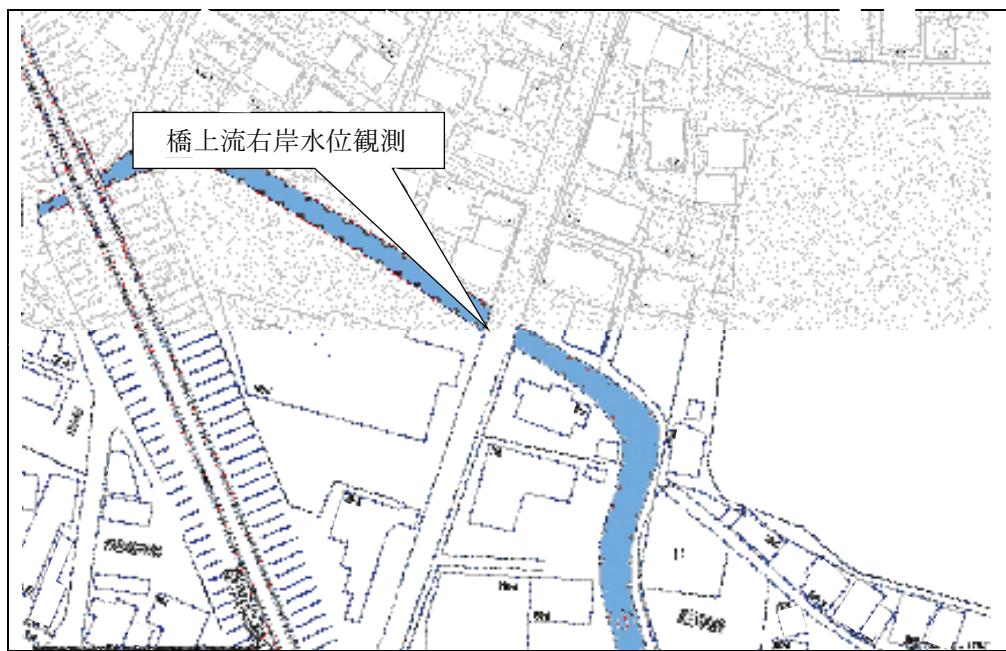
⑬ 思川 口栗野 向寺橋



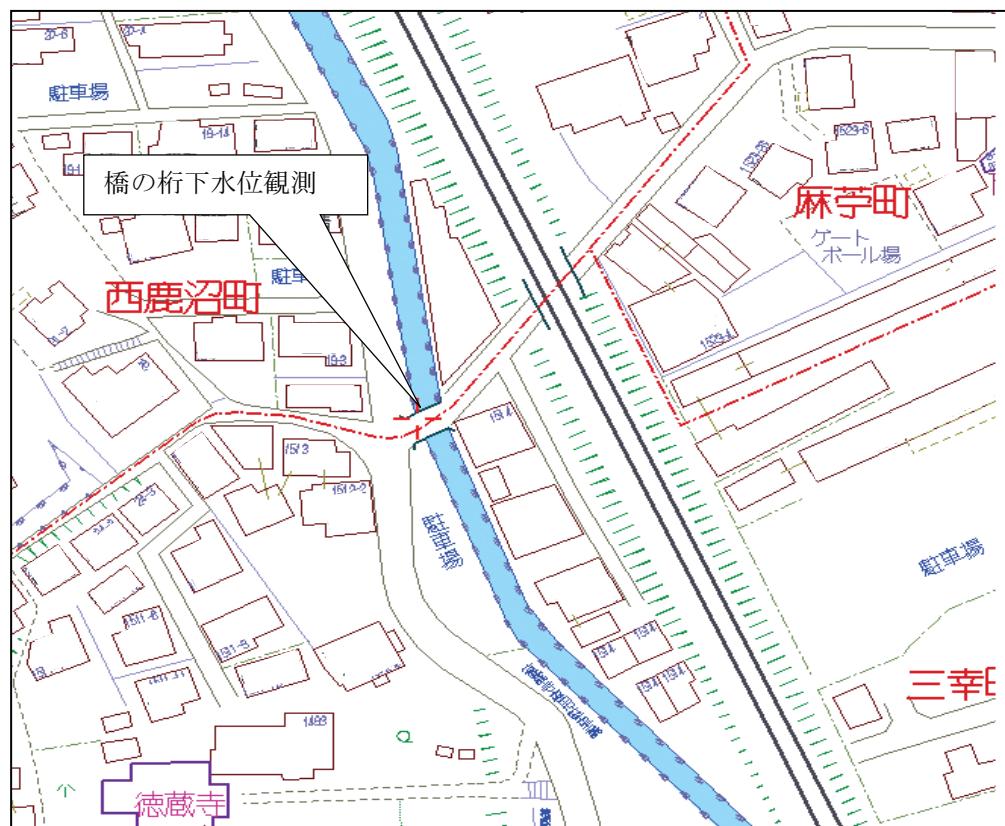
⑭ 小篠川 西鹿沼町 元三吉橋下流



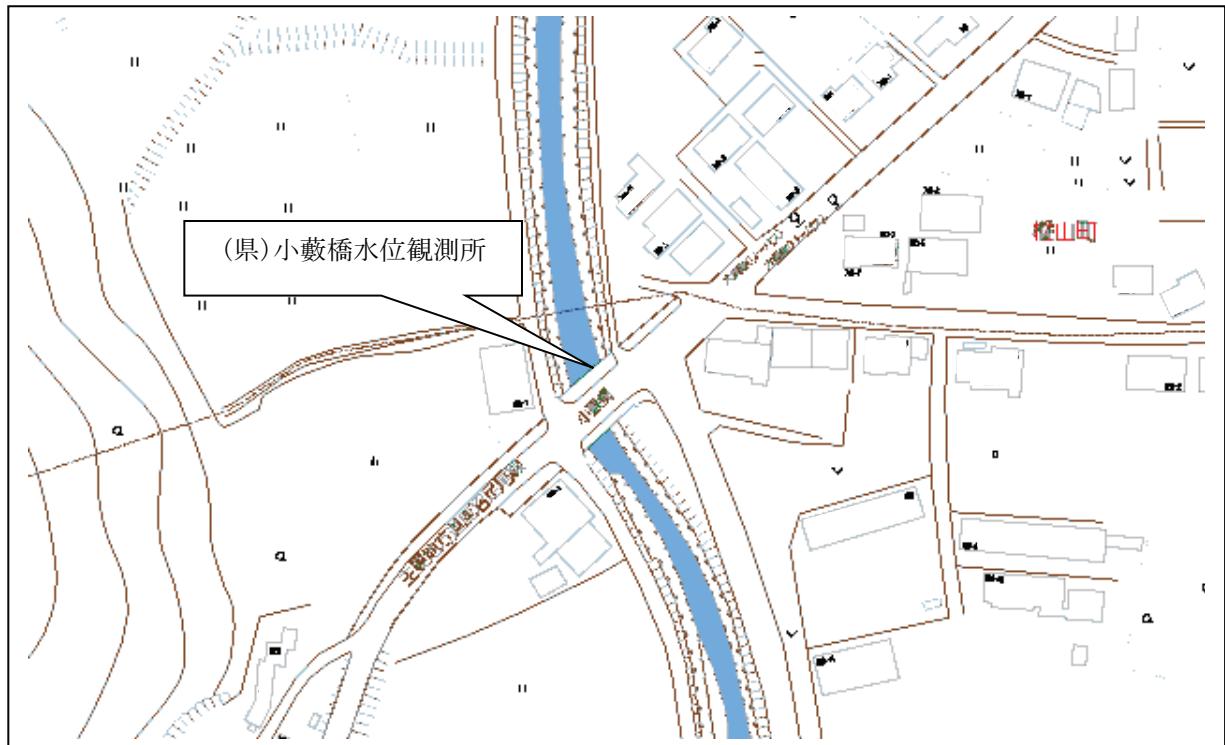
## ⑯ 小篠川 西鹿沼町 渋染橋



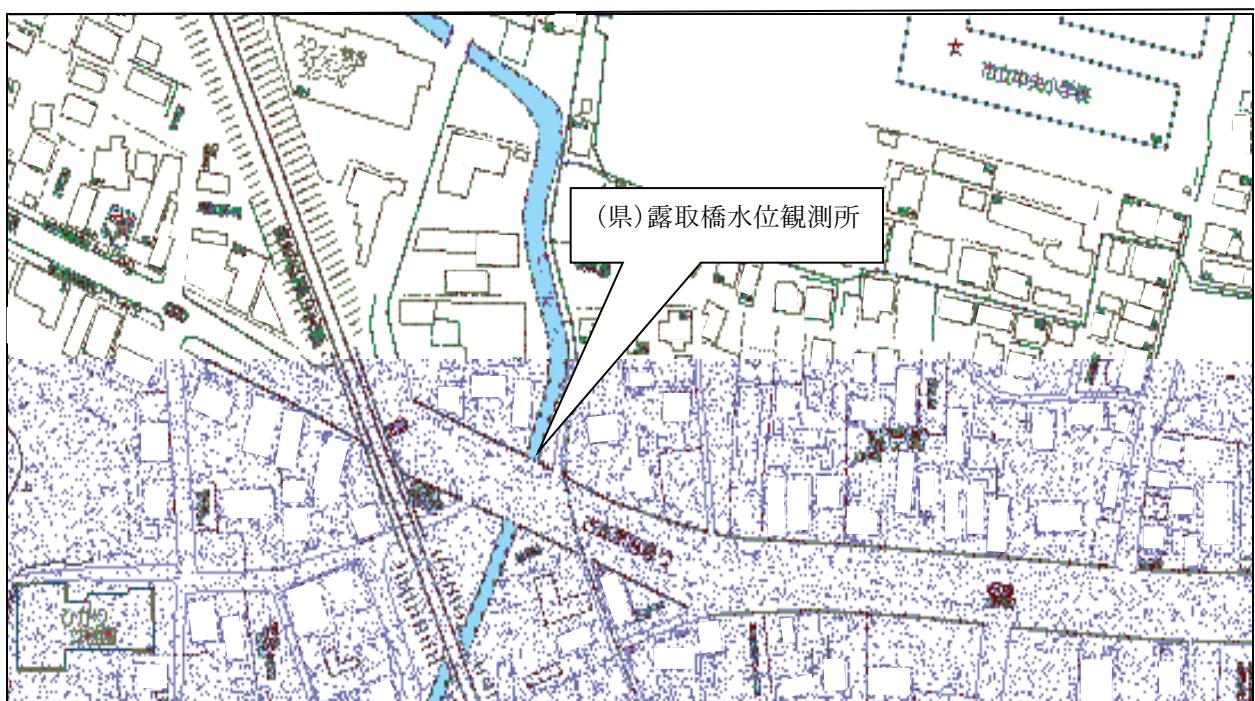
## ⑯ 小篠川 西鹿沼町・三幸町 梵天橋



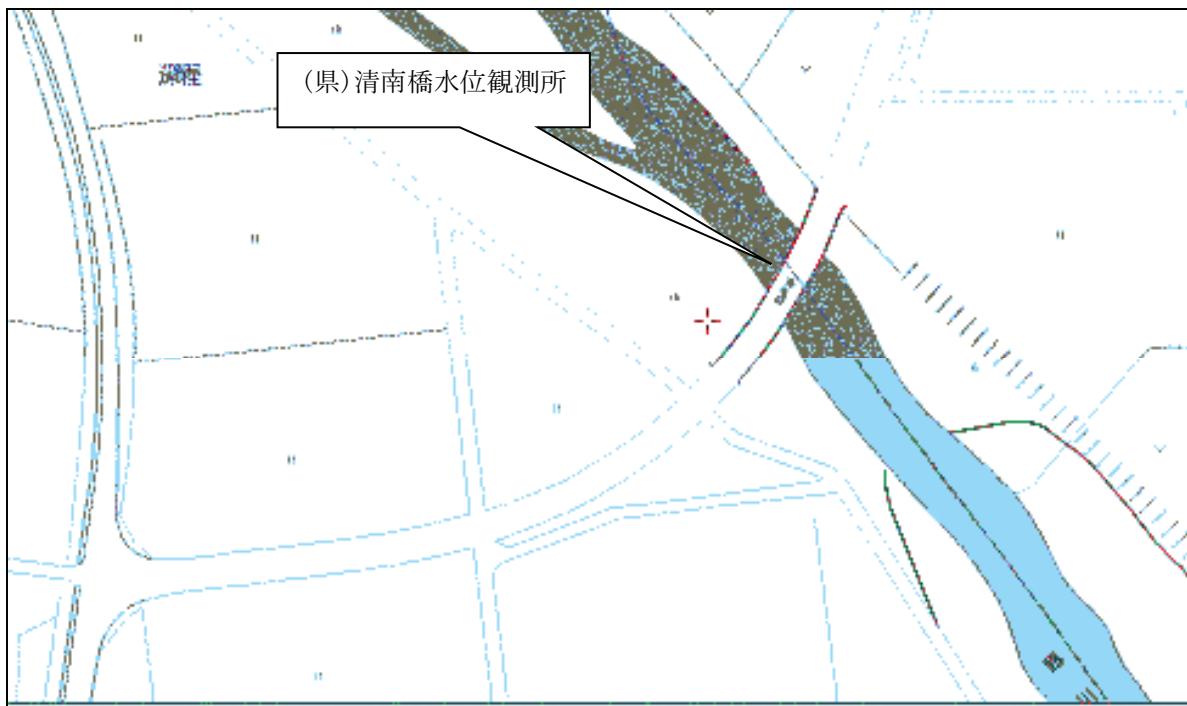
⑯ 小篠川 塩山町 小篠橋



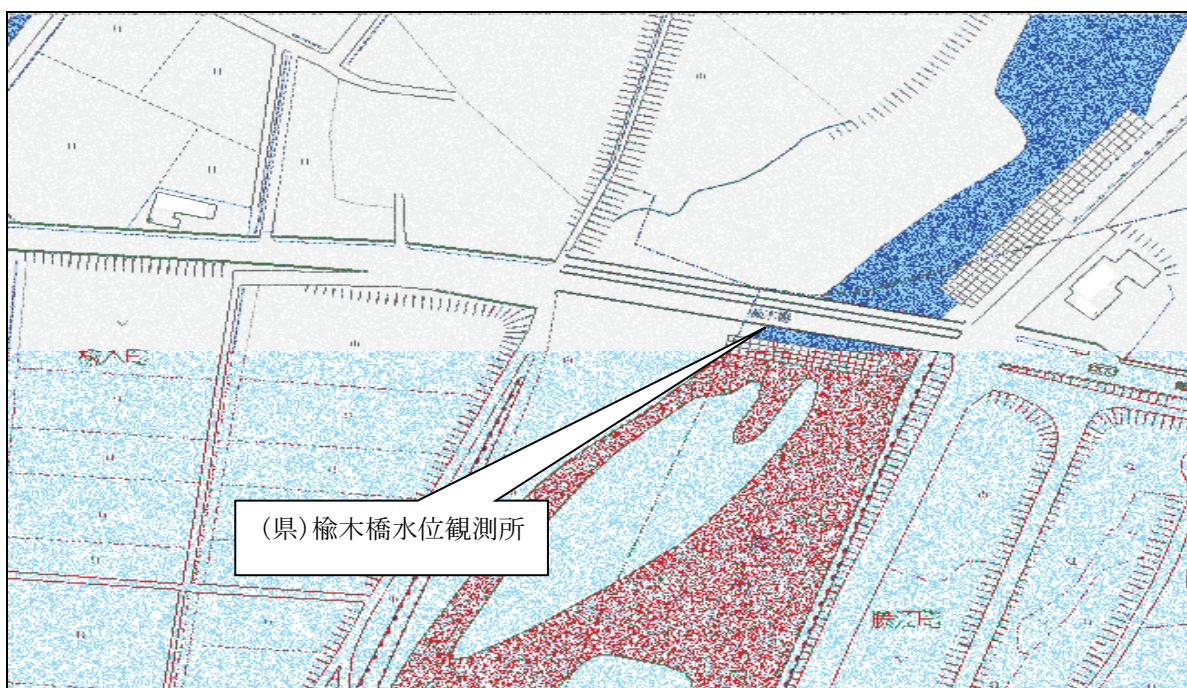
⑰ 小篠川 西鹿沼町 露取橋



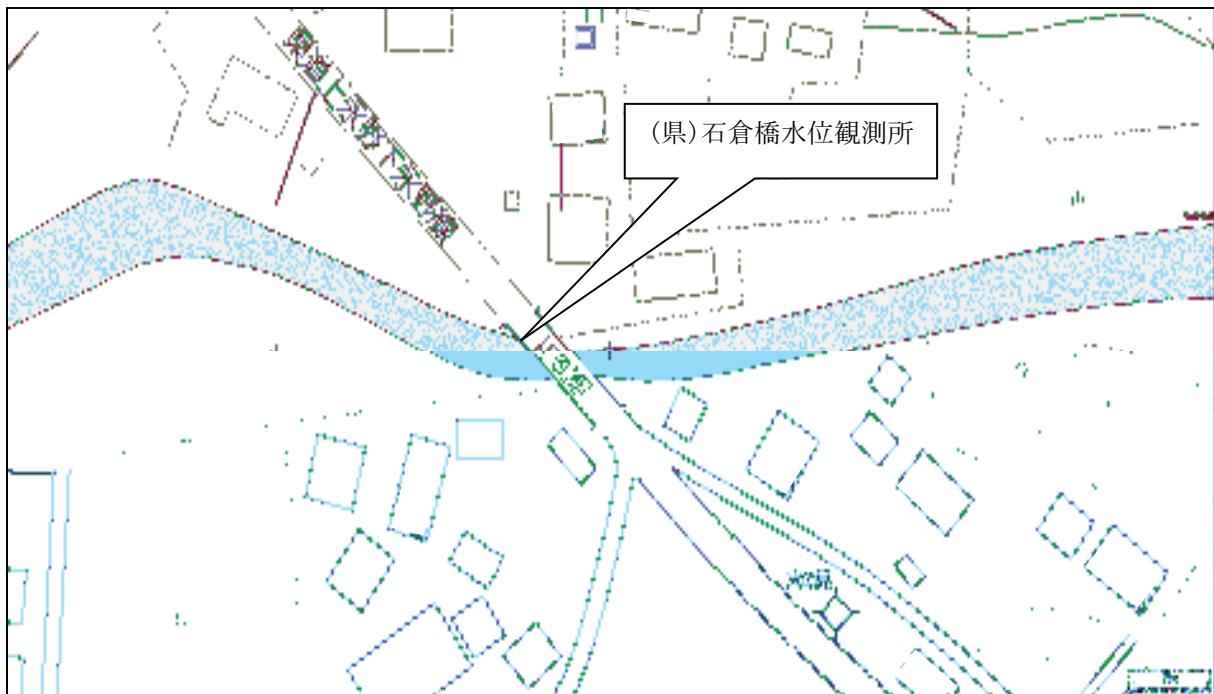
⑯ 思川 深程 清南橋



⑰ 黒川 藤江町 榆木橋



㉑ 永野川 上永野 石倉橋



# 水防法

昭和24年6月4日法律第193号  
最終改正 令和5年5月31日法律第37号

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できることによる出水をいう。

**2** この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

**3** この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

**4** この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

**5** この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

**6** この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

**7** この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

**8** この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## **第二章 水防組織**

(市町村の水防責任)

**第三条** 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

**第三条の二** 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

**第三条の三** 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

**第三条の四** 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

**第三条の五** 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

**第三条の六** 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

**第四条** 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

**第五条** 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

**第六条** 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

**第六条の二** 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は公務による負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉について必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

**第六条の三** 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

**第七条** 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4** 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5** 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6** 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7** 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

#### **第八条** 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2** 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3** 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4** 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5** 前各項に定めるもの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### **第三章 水防活動**

（河川等の巡視）

#### **第九条** 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

#### **第十条** 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2** 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3** 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあっては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

**第十一條** 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

**第十一條の二** 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であって、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

**第十二条** 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一條第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

**第十三条** 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一條第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二级河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

**3** 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

**第十三条の二** 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

**2** 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

**第十三条の三** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

**第十三条の四** 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

**第十四条** 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2** 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
  - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
  - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3** 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4** 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5** 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

**第十四条の二** 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあっては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四** 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2** 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあっては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

- 四** 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3** 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4** 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあっては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5** 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

**第十四条の三** 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一** 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二** 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2** 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3** 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4** 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

**第十五条** 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一** 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二** 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三** 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

**四 浸水想定区域**（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

**イ 地下街等**（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

**ロ 要配慮者利用施設**（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

**ハ 大規模な工場**その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を參照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

**五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項**

**2 市町村防災会議**は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

**3 浸水想定区域**をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

**第十五条の二** 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

**2** 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ

迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聞くよう努めるものとする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならぬ。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の三** 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
  - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
  - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
  - 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

- 6** 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7** 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8** 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

**第十五条の四** 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2** 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

**第十五条の五** 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)

(浸水被害軽減地区の指定等)

**第十五条の六** 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2** 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

**3** 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

**4** 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

**5** 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

**第十五条の七** 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参照して、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

**2** 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

**3** 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

**4** 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

**第十五条の八** 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

**2** 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

**3** 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

**第十五条の九** 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

**2** 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 國土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

**七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者**

**3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。**

**4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。**

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

**第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。**

**2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。**

**一 当該都道府県知事**

**二 当該河川の存する市町村の長**

**三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者**

**四 当該河川の河川管理者**

**五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長**

**六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者**

**3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。**

(予想される水災の危険の周知等)

**第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。**

(河川管理者の援助等)

**第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。**

**2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。**

(水防警報)

**第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。**

**2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。**

- 3** 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。
- 4** 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

**第十七条** 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

**第十八条** 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

**第十九条** 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2** 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

**第二十条** 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2** 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

**第二十一条** 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2** 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

**第二十二条** 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

**第二十三条** 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2** 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3** 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4** 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

**第二十四条** 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

**第二十五条** 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

**第二十六条** 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

**第二十七条** 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 國土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

**第二十八条** 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

**第二十九条** 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

**第三十条** 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における國土交通大臣の指示)

**第三十一条** 二以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、國土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

**第三十二条** 國土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 國土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により國土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「國土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「國」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「國土交通大臣」とする。

(水防訓練)

**第三十二条の二** 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

**第三十二条の三** 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

## 第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

**第三十三条** 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画

に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあっては当該市町村防災会議に諮らなければならぬ。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

**第三十四条** 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

**第三十五条** 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

## 第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

**第三十六条** 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができます。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

**第三十七条** 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

**第三十八条** 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

**第三十九条** 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

**3** 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

**4** 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。  
(情報の提供等)

**第四十条** 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

**第四十一条** 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

**第四十二条** 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

**2** 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

**3** 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

**4** 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

**第四十三条** この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

**第四十三条の二** 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

**第四十四条** 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

**2** 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものとの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

**3** 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雜則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

**第四十五条** 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

**第四十六条** 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

**第四十七条** 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

**第四十八条** 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

**第四十九条** 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

**第五十条** 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならぬ。

(権限の委任)

**第五十一条** この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

**第五十二条** みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

**第五十三条** 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第五十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

**第五十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 國土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、國土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。  
(平一七法三七・全改)
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。  
(平一七法三七・全改)
- 4 國土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

# 気象業務法(抜粋)

昭和27年6月2日法律第165号  
最終改正 令和5年5月31日法律第 37号

## 第三章 予報及び警報

(予報及び警報)

**第十三条** 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあっては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

**第十三条の二** 气象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれがある場合として降雨量その他に關し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

**第十四条** 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

**第十四条の二** 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十二条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十二条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

- 4 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。
- 5 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

**第十五条** 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなったときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるよう努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

**第十五条の二** 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなったときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

# 災害派遣に関する協定書

栃木県知事（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第12特科隊長（以下「乙」という。）とは、災害派遣に關し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づき、甲が乙に対し、災害に際して、部隊等の派遣を要請する場合において、災害派遣が迅速かつ適切に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

## （災害情報の交換）

第2条 甲及び乙は、災害が発生し、又は発生する恐れがあると判断した場合、速やかに災害に関する情報の収集に努めるとともに、入手した情報を相互に提供するものとする。

2 甲及び乙は、災害時の情報交換を円滑に実施するため、必要な通信手段の確保に努めるものとする。

## （災害派遣の要請）

第3条 甲は、災害に際し、乙に部隊等の派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によることができる。この場合においては、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

## （連絡員の派遣）

第4条 乙は、災害派遣の要請を受けた場合においては、直ちに、県に対し連絡員を派遣し、部隊等の派遣等に関して、連絡調整を図るものとする。

## （受入れ体制の整備）

第5条 甲は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、資材の準備、宿舎のあっせん等受入れ体制の整備に努めるものとする。

## （経費の負担）

第6条 災害派遣活動に要した経費は、県が負担する。

## （防災訓練）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく災害派遣が円滑に実施されるよう、必要な訓練を実施するものとする。

## （連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相互に必要な連絡調整を行うものとする。

## （その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議のうえ、その都度決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するば  
平成8年9月1日

注) 令和4年3月に自衛隊組織改編により、栃木県内の自衛隊組織も変更されたがこの協定は引き続き有效であることを相互に確認している。

# 鹿沼市水防協力団体指定要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、水防法（以下、「法」という。）第36条第1項の規定に基づく水防協力団体の指定に関し、必要な事項を定める。

## (水防協力団体の要件)

**第2条** 水防協力団体は、法人その他これに準じる団体（以下「団体等」という。）であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる団体等とする。

2 前項の法人に準じる団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約等を有している団体とする。

## (水防協力団体の業務)

**第3条** 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) その他、前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 水防協力団体は、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある消防機関と密接に連携して、前項に掲げる業務を行わなければならない。

## (指定の申請)

**第4条** 水防協力団体の指定を受けようとする団体等は、鹿沼市水防協力団体指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、水防管理者に申請を行うものとする。

- (1) 水防協力団体協力活動業務計画書（様式第2号）
- (2) 水防協力団体組織体制一覧表（任意様式）
- (3) 団体等の概要が分かる資料等

2 水防協力団体が、名称、住所又は事務所の所在地、業務内容、組織体制等を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

## (指定)

**第5条** 水防協力団体の指定にあっては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水防管理者は、前条に規定する申請があった団体等が、第2条に規定する要件を満たすと認められるときは、水防協力団体として指定することができる。
- (2) 水防管理者が水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体に対して、鹿沼市水防協力団体認定書（様式第3号）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (3) 水防管理者は、前条第2項の規定による届出のうち、名称、住所又は事務所の所在地に変更があるときは、当該届出に係る事項を公示する。

## (監督等)

**第6条** 水防管理者は、第3条に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるとときは、当該水防協力団体に対し、その業務に関して報告させることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第3条に掲げる業務を実施した場合、当該水防協力団体に対し、その内容を明記した鹿沼市水防協力団体協力活動報告書（様式第4号）を提出させることができる。

3 水防管理者は、第3条に掲げる業務の適正かつ確実に実施していないと認められるときは、当該水防協力団体に対して、その業務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## (指定の取消し)

**第7条** 水防管理者は、水防協力団体が事業を廃止又は休止したとき若しくは第2条に規定する要件を満たさなくなったとき又はその他水防協力団体として適当でないと認められるときは、当該指定を取消すことができる。

**2** 水防管理者は、前項の規定により指定を取消したときは、その旨を公示する。

**3** 第1項の規定により水防協力団体の指定を取消された団体等は、速やかに、水防協力団体認定書を水防管理者に返還しなければならない。

(費用負担)

**第8条** 水防協力団体が第3条に定める業務を実施するに当たり要した費用は、原則として当該水防協力団体が負担する。ただし、水防管理者が要請した業務に関しては、水防管理者と当該水防協力団体が協議し定めるものとする。

(所掌)

**第9条** この要綱に関する事務は、鹿沼市消防本部において所掌する。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、水防管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月 1日から施行する。